

令和3年12月15日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

なお、監査委員吉井章及び監査委員安井勉は、法第199条の2の規定により除斥となった。

京都市監査委員 山 添 洋 司

同 河原林 温 朗

## 1 本件請求の内容について

本件請求の内容を整理すると、京都市監査委員に対し、以下の措置を請求するものであると解される。

- (1) 令和2年度に豊田恵美議員（以下「本件議員」という。）に交付された政務活動費480万円のうち、本件議員によってその活動を補助するために雇用された職員（以下「本件補助職員」という。）の給与に充当された金額（137万7,805円。以下「本件人件費」という。）には、本件補助職員自身が休業していたと主張している期間分の給与（令和3年12月10日付け京都新聞朝刊の記事によれば、令和2年4月分～10月分と推測されるが、請求書には記載がない。）に係るものが含まれており、これらは本件議員の不当利得であるから、㊦京都市長に対し、京都市政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づく返還命令を行うよう、京都市監査委員が勧告するとともに、㊧本件人件費相当額について返還がなされた場合であっても、京都市監査委員において本件議員が作成した職員従事状況記録簿（京都市政務活動費取扱要綱第3条第3項第3号イ参照）のうち本件補助職員の主張する休業期間に係るものの内容等を精査するとともに、本件人件費の使途が条例により許される範囲の支出に充てられたかどうかについて精査すること（請求①）。
- (2) 本件議員に対して令和2年度に交付された政務活動費480万円のうち本件人件費を除く部分（以下「本件人件費以外」という。）について、その使途が条例により許される範囲の支出に充てられたかどうかについて精査するなど必要な措置を取ること（請求②）。

## 2 請求①について

法の規定に基づく住民監査請求は、監査の実施によって普通地方公共団体の被った損

害を補填し、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである。

この点、本件議員が令和3年12月17日付けで本件人件費相当額について自主的に返還を行ったことを証明する納入通知書兼領収書の写しが、市会事務局から同月21日付けで提出されたところであり、条例第15条第2項の規定に基づき、京都市長が返還を命じるべき支出（損害）は存しない。

したがって、請求①については、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

### 3 請求②について

一般に、住民が一定期間にわたる財務会計上の行為又は怠る事実を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるような探索的な住民監査請求は許されないとされている（京都地裁平成28年2月4日判決参照）。

この点、本件請求に係る請求書及び事実証明書からは、本件人件費以外について、京都市長が条例第15条第2項の規定に基づき返還を命じるべき支出が具体的に特定されたと認められず、また、かかる支出が違法又は不当であるとする理由が示されたとも認められないことから、請求②は、正に探索的な住民監査請求に当たるといえる。

したがって、請求②についても、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

### 4 上記1～3より、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

#### 【参照】関係法令等の内容

#### 1 京都市政務活動費の交付等に関する条例（抄）

（残額の返還等）

#### 第15条（前略）

2 市長は、会派政務活動費の交付を受けた会派又は議員政務活動費の交付を受けた議員が、第11条に規定する経費の範囲外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。

（以下略）

## 2 京都市政務活動費取扱要綱（抄）

（支出に係る書類の取扱い）

### 第3条 （前略）

3 次の各号に掲げる区分に該当する経費を政務活動費から支出するときは、第1項の会派及び議員は、当該各号の定めるところにより事務を処理しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 人件費

ア （略）

イ 職員従事状況記録簿（第1号様式）を作成し、保管すること。ただし、条例第11条に規定する活動（以下「調査研究活動等」という。）に係る按分割合を2分の1（議員の親族である補助職員に係る人件費については、3分の1）以下として支出する場合は、この限りでない。

（以下略）